

学校いじめ防止基本方針

大阪府立長吉高等学校
令和3年7月20日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。本校では、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない。どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援する指導を徹底する。

長吉高校では、外国にルーツを持つ生徒が多数在籍している。その現状のもと、「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」という府の基本方針を受け、多文化共生教育を推進することを学校経営計画に定め、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、保健カウンセリング部長、生徒部長、学年主任、人権文化部長、支援コーディネーター、養護教諭、関係生徒担任、その他（関係教員、SSW、SC等）

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

長吉高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	第1回 いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	人権HR（いじめをなくすために） 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	人権HR（いじめをなくすために）	人権HR（いじめなくすために）	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新

6月	保護者懇談 (家庭での様子の把握) G S I (人権学習)	保護者懇談 (家庭での様子の把握) G S II (人権学習)	保護者懇談 (家庭での様子の把握)	第2回委員会 上半期のいじめ状況 調査
7月	いじめアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施	いじめアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施	いじめアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施 面接指導 応募前職場見学	
8月	G S I (人権学習) 保護者懇談週間	G S II (人権学習) 保護者懇談週間	保護者懇談週間	
9月	保護者懇談週間 校外学習 (人間関係づくり)	保護者懇談週間 校外学習 (人間関係づくり)	保護者懇談週間	第3回委員会 (状況 報告と取組みの検 証)
10月	G S I (人権学習)	G S II (人権学習) 修学旅行(人間関係作り)		
11月	文化祭(人間関係づくり)	文化祭(人間関係づくり) G S II (人権学習)	文化祭(人間関係づくり)	
12月	いじめアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	いじめアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	いじめアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	教職員間による公開 授業週間 (わかる授 業づくりの推進)
1月	G S I (人権学習)	G S II (人権学習)	人権 HR(人権学習)	教職員間による公開 授業週間 (わかる授 業づくりの推進) 第4回委員会 (年間 の取組みの検証)
2月	保護者懇談期間	保護者懇談期間	校外学習 (人間関係づくり)	
3月			保護者懇談期間	

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等を行い、必要に応じて学校いじめ防止基本方針や計画の見直しを行う。(PDCA サイクルを実行する。)

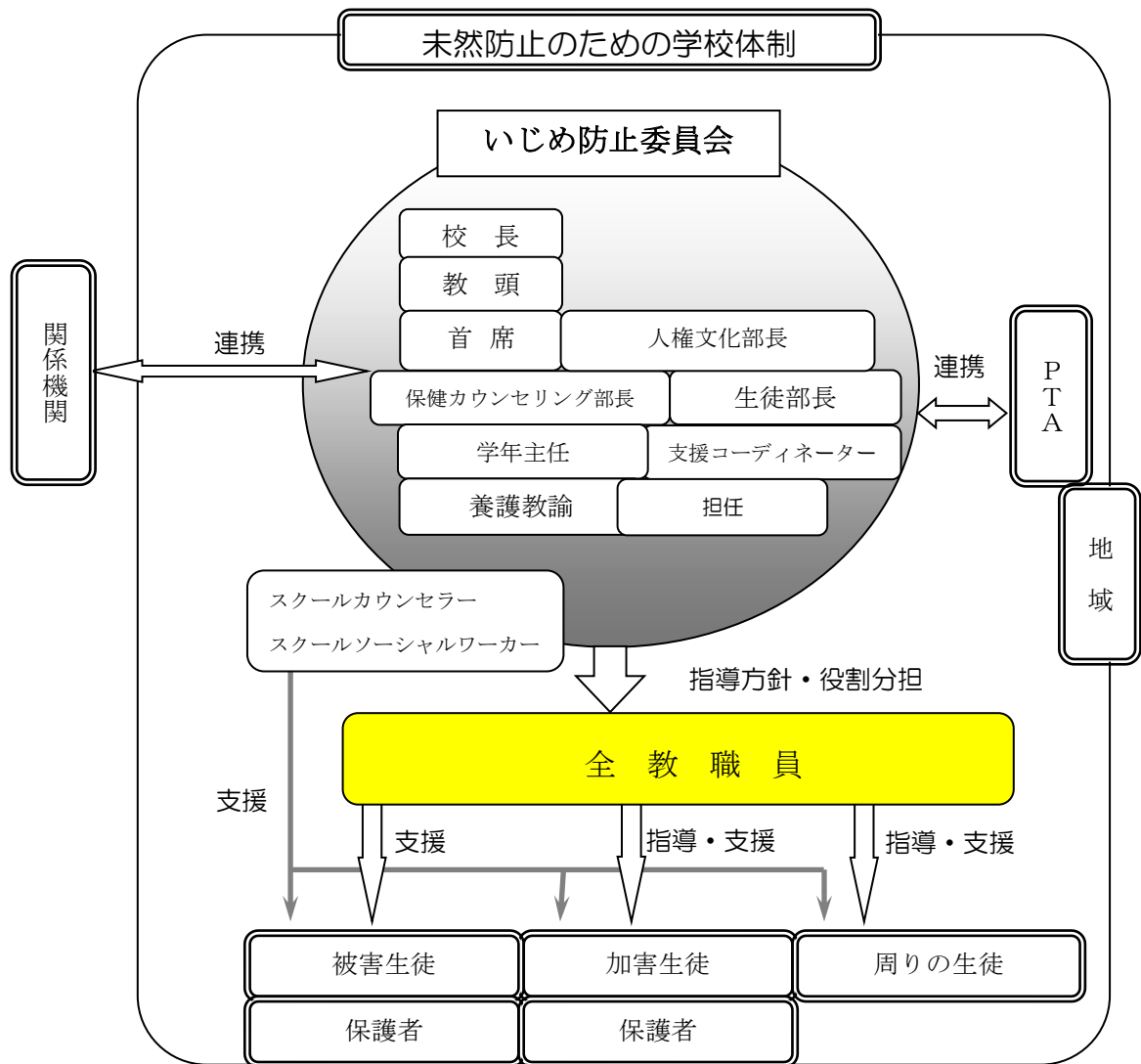
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

本校において、すべての生徒がいじめの被害者にも加害者にもなる可能性があるという現状を踏まえ、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正し

いじめ防止の第一歩である。

いじめ防止の未然防止にあたっては、居場所作りをキーワードに学校づくりを進めることにより、すべての生徒に長吉高校の一員としての自覚と自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出せるように、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、わかる授業づくりを進める。すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するため教職員に対して研修会を実施する。

生徒に対しては、7月、12月にアンケートを実施し実態を把握する。また、いじめの起きやすい時期を踏まえ4月下旬や10月中旬など、年間計画において、いじめ

に対してどのように対処すべきかエンパワメントタイムで指導する。

- (2) いじめ行為に及ばない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、年齢に見合った社会性や基本的な生活習慣が身につけていない生徒が多い本校の現状を踏まえ、エンパワメントタイムによる計画的指導とともにインターンシップ等の社会体験や修学旅行等の生活体験、特別活動、学校行事の機会を通じていじめ行為に及ばない態度・能力を育成する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、日常の学校生活の改善から未然防止は始まることを意識し、教職員が常にいじめに対して真摯に向き合う気持ちを持ち続ける。具体的には分かりやすい授業づくりから始める。

分かりやすい授業づくりを進めるために授業公開週間を設け、職員研修を実施し、すべての生徒が授業場面で参加・活躍できる授業改善に取り組む。そのため、授業アンケート、学校教育自己診断を活用する。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために居場所づくりをキーワードに学校づくりを進め、担任、教科担当者が生徒間のやり取りに敏感になる必要がある。

対人関係を築けないため悩み、ストレスに陥る生徒の状況を鑑み、適切に対処できる力を育むために、ストレスマネジメントを総合的な学習に取り入れる。また、生徒が学校で過ごす時間の中で一番長いのは授業時間である。授業が生徒の不安や不満を高めてストレスを生んでいないか意識し授業改善を図る。

教職員が深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められる可能性がある認識や言動を示すことは、いじめている生徒や周りで見ている、はやし立てたりする生徒を容認し、いじめを助長することにつながりかねない。障がい（発達障がいを含む）のある生徒についての理解を深め、指導の在り方に注意を払うため教職員間でアドバイスしあえる環境づくりを目指す。

- (4) 生徒自身が人から認められている、大切にされている思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできる。具体的に自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、各授業や部活動、委員会活動等学校教育活動のさまざまな機会に生徒を「ほめる」、生徒に「ありがとう」の言葉を伝えることで、生徒に自分の存在意義を自覚させ、学校の中に生徒自身の居場所を見出させる。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、自分たちの問題として受け止め、取り組む方法として、エンパワメントタイムを活用し、すべての生徒がいじめ問題への取り組みについての意義を理解し、主体的に参加できるよう、教職員は生徒を支える役割を果たす。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、次の3点を本校教職員は意識し本校のいじめ早期発見の基本とする。

- ① 生徒のささいな変化に気付くこと
- ② 気付いた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること

自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が本校には少なからず在籍している。そのような生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化しやすい。それゆえ、教員は、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る「鋭い感性」、隠れているいじめの構図に気づく「深い洞察力」、よりよい集団にしていこうとする「熱い行動力」が求められている。これらの求められる資質を高めるため年間計画に基づき研修を実施し、以下の早期発見の措置を実効あるものとするよう努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 生徒の学校生活の実態を把握する方法として、定期的なアンケートを1年に2度(7月と12月)実施する。定期的な個人面談を担当が行い、教育相談としては保健室、日常の観察としては担任、教科担当をはじめ全教職員がアンテナを高くしてあたる。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、家庭で気になった様子はないか等、保護者からの積極的な相談を受けやすい関係を日頃から担任が作っておく。また、地域との連携に努め、生徒の通学時の様子等を聞かせてもらえる関係作りに努める。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、安心していじめに関して相談できる体制として予め長吉高校における相談窓口、担当者を文書で生徒・保護者に周知する。また、生徒・保護者が教職員に相談した場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることがないように教職員のカウンセリングマインドを高め、保健室、担任、教科担当が相談しやすい関係作りに努める。
- (4) 学校の相談窓口だけでなく「24時間いじめ相談ダイヤル」等について保護者へ郵送等により、周知する。

いじめ防止委員会を年4回開くことにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、一方的、一面的な解釈で対処せず、生徒のプライバシーを守り、迅速に保護者へ連絡する。教育的配慮のもと個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応に努める。いじめ防止委員会がその対外的な取扱いについても慎重に検討し、関係者へどのように伝達するかどうか校長へ具申する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何よりいじめた生徒自身が自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高める。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ事情を確認し指導する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、訴えた生徒や保護者に寄り添い傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を第一に確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職または学年主任や分掌長等に報告し、いじめ防止委員会と情報を共有する。その後は、いじめ防止委員会が中心となって、速やかに生徒部による関係生徒からの事情聴取を行う。いじめの認定はいじめ防止委員会が行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、関係生徒担任、学年主任等が家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が安心して登校し、授業を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼で

きる親しい友人や教職員、家族、地域の人等と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会設ける。また、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、いじめ防止委員会とともに人権文化部が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚させる人権ホームルーム等を企画、実施するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり

方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や行事等あらゆる学校教育活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭、や文化祭、遠足等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも生徒が良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、まず、生徒部が関係生徒からの事情聴取を行う。それとともに被害生徒のケア等必要な措置をいじめ防止委員会は講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

「いじめの解消」については、次の2つの要件が満たされていなければならない。

(1) いじめに係る行為が止んでいる

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、「いじめの解消」の状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。